

道路法令関係Q&A

道路は誰のもの？

（道路空間の立体的利用について）

道路局路政課

冬の乾いたオフィス街を、やや疲れた表情の二人の男が歩いている。

A夫 ああ、たくさん食べた。この界限は昼食をとるにもちよつと歩かなきゃいけないのが面倒だな。それにしても、今日はいいい天気だなあ。
B夫 全くだ。でも、今日がいい天気かどうかは分かるのも、道路のお陰といっても過言ではないんだぜ。

A夫 おい、B夫！ お前どうしたんだ!? 道路局勤務が辛くなって、頭がどうかしちゃったのか!?

B夫 オイオイ、俺はそんなヤワじゃないぜ。いいかい、A夫、道路には道路区域が設定され、その効果は上下に及ぶから、おいそれと建造物を設置できないようになってるんだ。もし道路がなかったら、このコンクリートジャングルがお天道様を拝むことだってままならなかっただろうよ。

A夫 道路区域の話は聞いたことがあるよ。確か、道路の垂直方向に宇宙の果てから地球の中心まで「道路」が存在すると観念されるんだってね。とすると、道路上空の空間は、道路以外には使えないの？

B夫 道路というのは、一般交通の用に供されるのが本来の姿だから、道路本来の目的を損ねるようなことは当然認められないことになる。何のために道路を造ったのかわからなくなっちゃうから。だから、道路に電柱、下水道管などの工作物を設置する場合は道路管理者の許可（道路法第三十二条第一項）が必要になってるんだ。道路管理者が厳しくチェックしてるんだ。

A夫 そりゃそうだろうけど、道路の上下の空間が今まで有効活用されてないという批判もあるんじゃないの？

B夫 ムム・・、確かに、そういう議論もあるんだ。内閣府に設置された総合規制改革会議が平成一四年一二月に総理に規制改革に関する第

二次答申を提出していて、そこでは「道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて検討すべき」とされているんだ。

A夫 やっぱり現行法制度では、道路空間が有効利用されていないと考えている人もいるということだね。聞くところによると、道路法には「立体道路制度」というものがあるらしいじゃないか。それで道路区域を立体的に設定して、道路の上下の空間をもつと有効に活用したらどうだろう？ 例えば、この街の交差点上空にかいレストランを造ることを考えてみると、この辺りには余りレストランがないからすぐ儲かるだろうし、そうするとそこから税収は上がるし、雇用も生まれるだろう。周辺で働く人にとっても、お昼をとる場所の選択肢が増えて、みんなハッピーじゃないのかな？

B夫 ちよつと待ってくれ。立体道路制度というのは、そもそも道路建設を促進するための制度なんだ。地価が高騰した平成元年頃、道路用地を取得することがとても困難になり、必要な道路整備が進まなくなっちゃった。立体道路制度はそのときに創設された制度で、要は道路用地を購入しなくても、構造物の一部を道路区域に設定することにより道路を建設することができるようにしたものだ。だから、既に道路がある部分に立体道路制度を適用することはできな

いんだ。

A夫 制度がないなら制度を作ればいいじゃないか。さつき僕がいったようなメリットがあるんだから。

B夫 もしそういう制度があったと仮定しても、そう単純にはいかないよ。例えば、道路というのは緊急時の避難路にもなっているんだ。もし、大地震が起きて、道路上空の構造物が崩壊してしまつたら、道路が閉鎖されて避難できず、被害が拡大するかもしれない。それに、道路にフタをするような構造物があつたら、火事になつたときにハシゴ車が通行できなかつたり、その構造物に放水することができなかつたりと消火活動に支障を来すかもしれない。

A夫 それは、崩壊しないような構造にしるという話だろうし、また、消防の話だって、代替交通路を確保するなどすれば良いんじゃないか？

B夫 まあ、待て。それだけじゃない。道路上空の空間は、さつきもいったように貴重なオープンスペースになっている。だから、その空間は、法的には道路を保有する国・地方公共団体などのものだけど、そこに住む人・働く人など、関係するみんなのものという意識も強いんだ。そこを活用するには、その人たちと十分に話し合いを持ち、納得してもらわないといけないだろうね。

A夫 うーん。確かに、ある日突然、道路の上空に自分の意に添わない構造物が設置されたら、気分が悪いかもしれない。折角の貴重な空間だから、色んな使用法が提案されるだろうし。

B夫 そうだろう？ 道路というのは単に一般交通の用に供すれば足りるものではなく、オープンスペースであることによる公共的役割をも同時に果たしていかなければならないんだ。

A夫 その道路を管理するのが道路局つてことか。さすがB夫、本来的役割のみならず、それによって生ずる公共的役割まで引き受けるなんて、殊勝な心がけだね。

B夫 まあ、その分、色々と口を出させていただけにいるわけだ。

A夫 でも、関係ないところに口出しするのはルール違反だぞ。

B夫 えっ!? 所掌を超えて口出しすることはないけど……。

A夫 違うよ、この前の合コンだよ。隣のテーブルにまで口出ししやがつて……。

B夫 ああ、あのタイプは私の所掌なんだ。君の所掌はぼつちやり系に限られるつて聞いていたから……。